

会議名	平成 27 年第 1 回国民健康保険運営協議会 会議結果(概要)
開催日時	平成27年7月24日(金) 午後7時30分～午後9時15分
開催場所	愛知川庁舎 大会議室
出席者	被保険者代表 石沼林三郎委員、村川喜與一委員、 中村きよ子委員 保険医・薬剤師代表 中村公久委員、森野尚子委員、上林俊明委員 公益代表 辻信三委員、楠神征子委員、宇野久七郎委員
欠席者	無し
事務局	住民福祉部長 川村節子、収納管理主監 小杉善範 住民課課長 岡部得晴、係長 田中智子、主査 小泉周子 主任 中山実貴、主事 隅山 誠 税務課課長補佐 北川 寛、係長 澤 孝明 健康推進課課長 徳田郁子、参事 藤居聡子
傍聴者	0人
議 題	平成26度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算について 国民健康保険税率の見直しについて(諮問事項)
審議内容	別紙のとおり
問い合わせ先	住民課 担当 中山 連絡先 0749-42-7692

(開会)

1) 町長あいさつ

本日は、平成27年度 第1回国民健康保険運営協議会を開催させていただきましたところ、委員のみなさまにおかれましては、夜分お疲れのところ、また、ご多忙にもかかわらず、お集まりをいただきましてありがとうございます。

さて、国民健康保険は、国民皆保険を支える制度として、安定的な運営を堅持することが極めて重要であることはご案内のとおりでございます。

このような中、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、順次施行することとされたところです。

今回の国保改革では、国は財政支援を拡充し、国保の財政基盤を強化することとなります。そして、県が新たに財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担うこととなります。市町村においては、地域におけるきめ細かい事業を行うことにより、制度の安定化を図り、今後も地域医療を守っていくこととされたところです。

愛荘町の国民健康保険においては、事業運営は年々厳しさを増しております。

こうした中、毎年、一般会計からの多額な支援により運営している国民健康保険事業ではありますが、3年毎に保険税率の見直しを行い、健全な運営に努めているところであります。

本日は、平成26年度の当町国民健康保険事業の決算等についてご報告させていただき、保険財政の安定的な運営を図るため、国民健康保険税率の見直しについて、ご審議いただくこととしております。

委員の皆様には、率直で忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

2) 自己紹介

委員および事務局がそれぞれ自己紹介

3) 議事録署名委員の選出について

議長（会長）の指名により、森野尚子委員、上林俊明委員に決定

4) 平成26年度愛荘町国民健康保険事業歳入・歳出決算について

事務局説明の後、質疑・応答

※事務局から決算審査・監査を終えていない旨、補足あり。

- ・(委員) 一般会計からの繰入金が6,000万円、前年度比3,100万円となっている背景は。不況等の要因か。
- ・(事務局) 一般会計からの繰入が3,000万円増なのは医療費の伸びとともに国税の減収があり、その補填をしている。法定外繰入が増えたのが要因。前年は医療費が下がったが、再度伸びてしまった。特に入院が増えている。
- ・(委員) 入院が増え繰入が倍になるという状況は注意しないとイケない。特定健康診査の受診を増やして入院にいたるのを防ぐべきである。
- ・(委員) 保健指導の外部委託はどこに委託しているのか。
- ・(事務局) 特定保健指導の一部委託で、健康づくり財団に委託している。受診率を上げることはもちろん、実践に移すことが重要になるので26年度から行っている。
- ・(委員) 指導の効果は出ているのか。前年度と比べてどうなったのか。
- ・(事務局) 委託により、指導にかける時間はかなり増やすことができた。継続的にフォローして、最後まで確認できる率は増えている。そのような意味では効果が上がっている。
- ・(委員) 健診率が目標の45%まで上がっていない。受ける時間や日程は前年実績等から工夫しているのか。
- ・(事務局) 土日受診日を設定し、愛知川保健センター、秦荘保健センターどちらでも受けられるようにする等、工夫している。2日だけではあるが託児を設けながら受診いただく方法は、今後も続けていきたいと考えている。

5) 国民健康保険税率の見直しについて(諮問)

「国民健康保険税率の見直しについて(諮問)」を町長が朗読し、会長へ手渡す。

事務局説明の後、質疑・応答

- ・(委員) 前回改正の際、資産割が残っているのは7市町だったかと思う。次回それを無くすという話があったかと思う。前回の答申では税率を二分の一とすると記載があるが、現行税率の3%はもう二分の一になっているというこ

とでよいか。

- (事務局) 25年改正の際、医療分については100分の12だったのが100分の6に、支援分、介護分については100分の3だったものが100分の1.5に、それぞれ改正されて現在に至っている。
- (委員) 前回で資産割を限りなく0に近づけることが決まっていたと思う。収入があるわけではなく、単に家や田があるだけで負担が大きいのはどうかと前回議論していたのではなかったか。前回二分の一としたが、それ以上のことをやるのか、やらないのか。
- (事務局) 25年改正時、段階的に資産割を廃止するべきという意見があったので半分に改正した。今回、0にするのか、残しながら下げるのか。その分を所得割等へ転嫁していかないといけないので、これから審議願いたい。
- (委員) それらをシュミレーションした資料を次回出していただけるといふことか。
- (事務局) 次回の協議会の時には出させていただきます。
- (委員) 町内の世帯員数が1人もしくは2人が多いということで、収入も少ないと思うが、田舎でもあり資産が多いのでないだろうか。どうやって払うのかとなる。その点を考え、資料のシミュレーションに入れてほしい。開発の進んでいる地域もあるが、山のほうにいけば、状況は違う。若い者も居ない。そのような点もしっかり考慮してほしいという思いがある。
- (委員) 前回答申にもあるが、固定資産税と資産割が両方かかってくる。収入がないところは固定資産税も取られ資産割も取られるのはやはりかわいそうではないかということで、前回の時も、廃止するという話ではなかったかと思う。やはりそこは重点的に考えないといけない。
- (事務局) 今回は前回のものを引用して出している。今後いろんな問題が起こってくると思う。国保税の県内統一化等、問題となるのではないか。それらを十分に踏まえつつ、どうあるべきか一定の方向性を出させてもらい、次回以降、協議していただきやすい資料を作らせていただきたい。今回はあくまで、前回の答申を踏まえての説明と理解いただきたい。

6) 次回の開催日について

■次回開催日

平成27年8月

7) 閉会あいさつ